

市民局 12月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和元年 12月3日	令和元年 12月16日	消費者保護条例に基づく不当な取引行為の指定告示改正（平成30年10月）に関する市長・副市長に対する説明に係る次の公文書 1 平成30年 8 月 1 日副市長レクチャー資料 2 平成30年 8 月 3 日副市長レクチャー資料 3 平成30年 8 月23日副市長レクチャー資料 4 平成30年 8 月29日副市長レクチャー資料 5 平成30年 9 月14日市長・副市長レクチャー資料 6 平成30年 8 月 1 日副市長への説明時の概要 7 平成30年 8 月 3 日副市長への説明時の概要 8 平成30年 8 月23日副市長への説明時の概要 9 平成30年 8 月29日副市長への説明時の概要 10 平成30年 9 月 5 日市長への説明時の概要 11 平成30年 9 月14日副市長への説明時の概要 12 平成30年 9 月14日市長への説明時の概要	公開			号	市民局	消費者センター
令和元年 12月3日	令和元年 12月16日	消費者保護条例に基づく不当な取引行為の指定告示改正（平成30年10月）に関する市長に対する説明に係る平成30年 9 月 5 日市長レクチャー資料	部分公開	1	2	号	市民局	消費者センター
令和元年 12月11日	令和元年 12月25日	・平成31年 3 月29日決裁「拉致問題啓発チラシの印刷業務の実施にかかる経費の支出について」 ・平成31年 2 月14日決裁「拉致問題啓発チラシの印刷業務の実施及び同経費の流用並びに支出について」	部分公開	1	2	号	市民局	人権企画課
令和元年 12月11日	令和元年 12月25日	2019年12月10日、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と題して、街頭（曽根崎署前）で配布されたクリアファイル・ピラについて、 a. クリアファイルについて作成・配布した数、要した費用、費用の出所等を示す資料。ピラについて配布した数。及び、配布範囲と手段が分かる配布計画資料。 b. 単に「人権啓発週間」とせずに「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とした理由とそのような決定に至った議論経過が分かる議事録。 d. 大阪市がこのファイルの作成・配布及びピラの配布に関与することになった経過を示す資料。	不存在			号	市民局	人権企画課